

第20回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月27日(木) 午後2時30分から午後4時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会 長 7番 中井 悟

会長職務代理 3番 西元 道啓
委 員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈
5番 西田 和幸 6番 伊藤 忠幸
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 地域計画の策定について
 - 第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第6 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第7 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第9 土地の意見価格の決定について
 - 第10 令和7年農作業雇用標準賃金の改定について
 - 第11 利用状況調査に基づく一括地目変更登記について
 - 第12 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議 長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、15名であります。

定足数に達しておりますので、これから第20回 蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長
(中井会長)

それでは、11番石井委員と12番坂井委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第19回の総会以降の諸般について、報告します。

2/13 農業会議代表理事会議 札幌市

2/19 蘭越町新規参入農業研修生選考委員会 蘭越町役場

2/20 北海道農業会議理事会・
北海道農業委員会常設審議委員会 札幌市

2/27 振興・農政専門委員会 蘭越町役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 地域計画の策定についてを協議いたし

事務局
(小柳係長)

ます。

事務局から説明願います。

協議第1号、地域計画の策定について 令和7年2月27日提出、蘭越町農業委員長名。

右上に協議第1号と書かれている厚めの資料をご覧ください。

まず概要といたしまして、本計画は農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、市町村が定めるものでございます。

市町村が本計画の策定又は変更を行う際には、あらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区並びにその他関係機関の意見聴取を行うこととされており、令和7年2月26日付蘭農政号により、蘭越町から農業委員会に対して意見を求められていることから、ここにお諮りするものでございます。

なお、本計画にある「目標地図」につきましては、農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定による蘭越町からの求めを受け、農業委員会が作成したものであり、先月開催の農業委員会において皆様方に審議をいただき、令和7年2月3日付蘭農委号によって、農業委員会から蘭越町へ提出したものでございます。

計画について、ご説明いたします。表紙から1枚めくっていただくとA地区の計画（案）がでございます。

左上「様式5-2号」と記載のありますのが、計画本体となります。

まず「策定年月日」は、令和7年3月31日を予定しております。

次に「目標年度」は、10年後の令和16年度となります。

「地域名」については、従前の「人・農地プラン」におけるエリアを引き継ぎ、町内をA～Gの7地区に分割して計画の策定を行っております。

次に「1 地域における農業の将来の在り方」、「(1) 地域計画の区域の状況」についてです。

下記の表の値は最新の農用地面積となっており、具体的には先月総会までに成立した農地移動までが反映された状態です。

中でも「④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積」につきましては、昨年、委員の皆様にご協力いただき、町内全ての生産者を対象に実施しました「地域計画策定に係るアンケート」の結果を反映しております。

「⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積」につきましては、原則、町内全ての農用地は将来

的に「町内の担い手」が引き受けることとして、計画を策定しております。これは、4月から移行される農地中間管理事業による農地の売買並びに賃借時の手続きのタイムロスを最小限にするための措置でございます。また後ほど触れさせていただきます。

「(2) 地域農業の現状及び課題」から「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」のうち「(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針」については、記載のとおりです。

「(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標」について、現状の農用地等面積のうち認定農業者並びに認定新規就農者に対する農地の集積率を記載しております。

本町においては全ての地区において80%を上回る水準となっており、10年後、現状維持する目標としております。

以降、「(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標」から、2ページ目「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」のうち「(4) 多様な経営体の確保・育成の取組」については、記載のとおりです。

なお、地域農業の現状、農用地の効率的かつ総合的な利用等に関しましては、農業経営基盤強化促進法第19条第4項第1号の規定に基づき、蘭越町農業経営基盤強化促進基本構想との調和について、留意している点を申し添えます。

最後に「4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」について、3ページ別紙として添付しております。

「農業を担う者」並びに「経営面積」については、先月総会まで成立した農地移動までが反映された、最新の値となっております。なお、10年後の値については、先述の集積率と考え同じく、現状維持する目標としております。

「経営作物等」については、先述のアンケート結果を参照しております。

また、備考欄につきましては、先ほど触れたとおり、将来、現耕作者に代わり利用する者を記載することとされており、今後、農地バンク事業において、その者に対して権利移動等が行われることとなるため、不測の事態に際しても、スムーズに農地の移動が行われるよう包括的な記載に留めているところです。

以降のページ、目標地図については、先月総会においてご審議いただいたとおりですので、説明については割愛させていただきます。

以上です。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
協議第1号につきましては、今回の意見を付して町に回答するものとします。

ここで田縁農林水産課長、米田農政係長については退席となります。

ありがとうございました。

暫時休憩とします。
(農林水産課 田縁課長・米田係長退席)

再開します。

日程第5、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番から番号14番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和7年2月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。期間は令和6年3月29日から令和9年3月26日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年2月19日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は契約相手を変更するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、

田で〇〇㎡です。契約期間は平成30年6月1日から令和10年5月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年2月13日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は契約相手を変更するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和3年6月7日から令和13年6月6日までで強化法によるものです。通知年月日は令和7年2月12日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は譲渡するためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和3年6月7日から令和13年6月6日までで強化法によるものです。通知年月日は令和7年2月18日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は、賃借人及び他の者に譲渡するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和2年5月29日から令和12年5月27日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年2月12日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号6番、〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成27年3月31日から令和7年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年2月20日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成22年8月30日から平成25年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年2月19日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は、契約内容を変更するためです。

番号8番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成22年9月30日から平成25年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年

2月25日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は、契約内容を変更するためです。

番号9番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和4年12月6日から令和7年12月5日までで強化法によるものです。通知年月日は令和7年2月21日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号10番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和2年11月5日から令和7年11月4日までで強化法によるものです。通知年月日は令和7年2月18日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は譲渡するためです。

番号11番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成11年5月6日から平成14年4月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年2月17日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号12番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和4年3月31日から令和14年3月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年2月13日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は契約相手を変更するためです。

番号13番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和1年10月29日から令和11年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和7年2月14日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は契約相手を変更するためです。

番号14番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和1年8月2日から令和8年8月1日までで強化法によるものです。通知年月日は令和7年2月18日、解約成立年月日等は令和7年2月27日です。解約理由は譲渡するためです。

ご審議お願いいたします。

議 長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明をお願いします。

1 2 番
(坂井委員)

番号 1 番 2 番、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所なのですけれども、〇〇方面に向かいまして、〇〇を渡りすぐ右に曲がり〇〇を〇〇k m位いった所に〇〇があるのですけれども、その向いの圃場になります。

番号 2 番、先ほどの〇〇からさらに〇〇k mほど行きますと、〇〇があるのですけれども、約〇〇mほど行った所の圃場になります。また、2号議案で出てきますので後ほどよろしくお願いいたします。

5 番
(西田委員)

番号 3 番 4 番、内容は事務局の説明のとおりで譲渡するための解約になります。場所につきましては、〇〇から〇〇k m〇〇に向かいまして、〇〇を左へ曲がって、〇〇を過ぎて、〇〇があるのですけれども、その裏になります。

番号 4 番、3 番から少し離れたところと 3 筆となります。よろしくをお願いいたします。

6 番
(伊藤委員)

番号 5 番、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇から〇〇mほど〇〇に戻った所に、〇〇があるのですけれども、道路向かいの圃場となっております。

番号 6 番、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇に〇〇k mほど戻ってきたところに〇〇があるのですけれども、〇〇から〇〇mほど〇〇側へ来た所の〇〇側の一番端になるところになります。よろしくお願いいたします。

1 番
(中村委員)

番号 7 番 8 番、内容は事務局の説明のとおり、契約内容を変更するため、解約となっております。場所なのですが、〇〇を〇〇方面から〇〇k mほど〇〇方面へ向いますと、〇〇を通り越して、〇〇がございまして、左へ曲がって〇〇mほど行きますと、番号 7 番が、その隣に番号 8 番があります。よろしくお願いいたします。

9 番
(吉田委員)

番号 9 番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所なのですが、〇〇から〇〇方面へ約〇〇m進み、〇〇の右側に位置する農地となります。後ほど 4 号議案にも出てきますので、よろしくお願いいたします。

番号 1 0 番、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇を左側に入る〇〇があります〇〇ともう少し先に〇〇があります。そこと〇〇の中間あたりを〇〇側に向かって、細長くある農地です。よろしくお願いいたします。

1 6 番
(安田委員)

番号 1 1 番から 1 4 番、内容は事務局の説明のとおり〇〇さんが経営移譲するという事で、息子さんが農家をやるということでございます。場所に関しましては、〇〇があります。そこを〇〇の方に行って〇〇m位進んだ所にある圃場でございます。よろしくお願いいたします。

3 番
(西元委員)

番号 1 2 番、内容は事務局の説明のとおりです。場所に関しましては、〇〇から〇〇に向かう道路がございます。ちょうど中間に位置するところでございます。

番号 1 3 番、圃場ですけれども、この圃場に関しまして、内容は先ほど説明したとおりなのですが、場所に関しましては、〇〇から〇〇に向かう道路を〇〇の方へ向かって行きまして、最終的には〇〇を渡ることになるのですけれども、その手前にある左側の圃場になります。

番号 1 4 番、事務局の説明とおり譲渡するための解約でございます。場所に関しまして、〇〇から〇〇の方に上って行きまして、〇〇がありまして、その〇〇を下りますと、〇〇にある水田があります。その水田の端に位置する圃場でございます。よろしくお願いいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案は原案のとおり受理することとします。

日程第 6、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号 1 番から番号 6 番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第 3 条第 1 項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和 7 年 1 月 3 0 日提出。蘭越町農業委員長名。

番号 1 番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、1 0 a 当たりの価格はで田で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第 3 条許可の日、期間は許可の日から令和 1 0 年 2 月 2 8 日までの 3 年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号 2 番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、1 0 a 当たりの価格はで田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第 3 条許可の日、期間は許可の日から令和 1 2 年 2 月 2 8 日までの 5 年間です。
調査書は別紙のとおりです。

番号 3 番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を

借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格はで田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和10年2月28日までの3年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格はで田で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和10年2月28日までの3年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は使用賃貸、賃借理由は後継者に経営を移譲するために農地を貸付するものです。価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和17年2月28日までの10年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は経営を移譲された農地を引き続き借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格はで田で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和10年2月28日までの3年間です。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします

議長
(中井会長)
12番
(坂井委員)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

番号1番2番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所ですけれども、先ほど1号議案第1号で出てきました場所となります。よろしくお願いいたします。

2番の場所なのですが、こちらも1号議案第2号で説明した場

所となります。よろしくお願いいたします。

14番
(黒川委員)

番号3番4番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所は、〇〇を〇〇方面へ行きまして、〇〇から入りまして、〇〇から右に曲がりまして、道なりに行きますと、〇〇があります。その裏手になります。

4番の場所は、〇〇を〇〇方面に向かいまして、〇〇から〇〇m位に〇〇があります。よろしくお願いいたします。

3番
(西元委員)

番号5番、先ほど説明しましたが、〇〇さんが息子さんに経営移譲するという内容でございます。場所に関しましては、〇〇から〇〇の方に行きますと、〇〇がございます。その周りの農地。それと〇〇の手前に〇〇があるのですけれども、その〇〇を行って〇〇m位進んだ所にある一団地。〇〇から〇〇に向かう途中に一団地でございます。先ほど解約した農地の周りにある農地でございます。もう一か所は、〇〇方面へ向かって行きまして、〇〇がございます。その〇〇から約〇〇m位行って左側に一団地ございます。よろしくお願いいたします。

6番、先ほど解約でご説明したとおりの土地でございます。以上です。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案については原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第7、議案第3号 農地法第4条規定による許可申請についてを議題とします。

事務局
(小柳係長)

番号1番について上程します。

事務局から説明願います。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和7年2月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡です。申請理由は、農家住宅、車庫物置及び営農用車両駐車場として建築・利用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、水道管などの埋設道路沿道で、500m以内に2つ以上の教育施設などがあり、また300m以内に市町村役場があることから第3種と判断し、本件につきましては、当該地に農家住宅等を建築及び利用するものであり、事業目的を達成できる土地が周辺には申請地以外にないため、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1番の案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。

ご審議お願いいたします。

議長
(中井会長)
12番
(坂井委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容は事務局説明とおりです。場所なのですけれども、〇〇から〇〇に入るのですけれども、そこから約〇〇m行きますと、〇〇がございます。

その横の圃場になります。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第 8、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号 1 番から番号 20 番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和 7 年 2 月 27 日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号 1 番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和 7 年 3 月 10 日から令和 11 年 3 月 9 日までの 4 年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号 2 番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a 当たりの価格は畑で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和 7 年 3 月 10 日から令和 12 年 3 月 9 日までの 5 年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号 3 番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成

立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3月10日から令和8年3月9日までの1年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3月10日から令和12年3月9日までの5年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3月10日から令和12年3月9日までの5年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3月10日から令和12年3月9日までの5年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡、農業用道路で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年4月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年5月1日です。譲渡理由は、貸し付けいていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年4月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年5月1日です。譲渡理由は、貸し付けいていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、譲受人の経営規模を拡大するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3月8日から令和8年3月7日までの1年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は畑で〇〇円、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は畑で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3月10日から令和12年3月9日までの5年間です。貸付理由は、契約内容を変更して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです

番号14番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は畑で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3月10日から令和17年3月9日までの10年間です。貸付理由は、契約内容を変更して、農地の貸付を継続するものです。

調査書は別紙のとおりです

番号15番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3月10日から令和12年3月9日までの5年間です。貸付理由は、貸主の経営規模を拡大するためです。

調査書は別紙のとおりです

番号16番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年4月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年5月1日です。譲渡理由は、譲受人の経営規模を拡大するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号17番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円で総額〇

〇円です。対価の支払期限は令和7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1日です。譲渡理由は、貸し付け
いていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号18番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権
設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。
成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張
面積価格で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3
月10日から令和12年3月9日までの5年間です。貸付理由は、
道営農地整備事業目名地区3工区工事に伴い、農地を貸し付けす
るものです。

調査書は別紙のとおりです

番号19番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権
設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。
成立する法律関係は賃貸借で、10a当たりの価格は田で共済水張
面積価格で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和7年3
月10日から令和12年3月9日までの5年間です。貸付理由は、
道営農地整備事業目名地区3工区工事に伴い、農地を貸し付けす
るものです。

調査書は別紙のとおりです

番号20番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権
設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、農業用水路で〇〇
㎡、農業用道路で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a
当たりの価格は〇〇円で総額〇〇円です。対価の支払期限は令和
7年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年4月1
日です。譲渡理由は、過去に売り残した農地を譲渡するためです。
調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議 長
(中井会長)

13番
(近藤委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容につきましては、事務局の説明のとおりであり
ます。場所は、〇〇から〇〇の方に向かって〇〇から左、〇〇か
ら約〇〇m入りますと、左手にある圃場です。よろしく願いい

たします。

1 2 番
(坂井委員)

番号 2 番、内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。場所なのですけれども、〇〇の向いの土地となります。よろしくお願いいたします。

1 4 番
(黒川委員)

番号 3 番から 6 番、内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。3 番の場所は、〇〇を〇〇方面へ走りまして、〇〇から〇〇m 位手前に、〇〇があります。その道路挟んで〇〇側の方の田んぼと、奥の方の田んぼになります。

番号 4 番、場所ですが、〇〇から入りまして、そこの奥になります。

番号 5 番、場所ですが、〇〇を〇〇方面に向かいまして、〇〇挟んで向かい側になります。

番号 6 番、場所ですが、〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇の手前を、〇〇方面へ向かう道路がございます。その奥の田んぼになります。よろしくお願いいたします。

5 番
(西田委員)

番号 7 番から 9 番、7 番については、先ほど説明した 6 筆に農業用道路が追加されました。

8 番は、先ほど説明したとおりです。

9 番は、〇〇さんが解約されて、〇〇さんの圃場に近いという事で、〇〇さんが売買されました。よろしくお願いいたします。

6 番
(伊藤委員)

番号 1 0 番から 1 2 番、内容は事務局説明とおりとなっております。場所ですけれども、番号 1 0 番、議案第 1 号 5 番で〇〇の前の圃場となります。

番号 1 1 番は、〇〇さんの家の所から〇〇 k m ほど〇〇方面へ行ったところに〇〇さん宅があるのですけれども、その横の方から〇〇の方に向かって行く道路がありますが、そこを〇〇m 位入った所にある圃場となっております。

番号12番、場所ですが、先ほど1号議案6番に出てきた圃場になります。よろしくお願いいたします。

1番
(中村委員)

番号13番14番、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所ですが、先ほど1号議案7番8番が出てきた場所となっておりますので、説明を簡略させていただきます。よろしくお願いいたします。

9番
(吉田委員)

番号15番、内容については事務局の説明とおりであります。場所ですけれども、先ほど1号議案9番が出てきたのですけれども、〇〇から〇〇方面へ〇〇mほど進みまして、〇〇右側の圃場になります。よろしくお願いいたします。

16番
(安田委員)

番号16番、内容は事務局の説明の通りでございます。場所ですが、1号議案10番で〇〇さんと〇〇さんで解約された農地になります。〇〇のそばの農地です。よろしくお願いいたします。

3番
(西元委員)

番号17番から20番、内容は事務局説明とおりです。番号17番は、1号議案14番で解約された〇〇さんと〇〇の農地でございます。場所に関しまして、〇〇を〇〇から〇〇の方に向かって行きますと、〇〇km位行きますと〇〇さんの住宅がございます。その横の道路を〇〇の方へ上がっていくと〇〇にある農地でございます。

番号18番、先ほど事務局から説明あったとおり、この図面上では赤く囲んだ線の横に道路があるのですけれども、その道路までが一区画となっておりますので、一枚の田んぼの半分という形になります。

番号19番、先ほども1号議案13番で解約場所に関しましては、先ほど説明した場所になります。よろしくお願いいたします。

番号20番、場所ですが、〇〇から〇〇へ抜ける〇〇。〇〇と〇〇さんの農地があるところの〇〇側の下になります。前回事務局から説明したとおり、売買されたのですけれども、用地だけ売買されて、用水路排水路等が残っておりまして、スッキリさせるという事で今回精査するという事で売買になりました。もう1つが、道路沿いに〇〇がございます。〇〇の前にある農道がご

ざいます。農道も今回残っているという事で売買になりました。
よろしくお願いいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案は原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

日程第9、議案第5号 土地の意見価格の決定についてを議題
とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案5号 土地の意見価格の決定について 蘭越町長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和7年2月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、議案第5号、土地の意見価格についてをご覧ください。なお、当該地は〇〇さんへ売却予定となっております。

上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇番が記載しております。その下には、ここ近年の農地売買実例を記載しております。

当該地の場所については図面の議案第5号当該地を御覧ください。〇〇から〇〇を右に曲がり、登ったら〇〇が見えます。その奥の土地となります。

売買実例を参考に、地区の担当委員と事前に相談した上で、田で〇〇円として回答したいと考えております。また売買実例の場所については図面の議案第5号売買実例を御覧ください。

議 長
(中井会長)

ご審議お願いいたします。

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、その旨、蘭越町長へ通知いたします。

日程第10、議案第6号 令和7年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題といたします。

第19回総会で、「振興・農政専門委員会」に付託しておりますので、近藤委員長から検討した結果について報告をお願いします。

13番
(近藤委員)

北海道の最低賃金が1,010円になりましたので、その分あげる形で考えまして、1時間当たり1,010円、8時間で8,080円という賃金で考えました

作業費のトラクター代や畦畔の機械利用代などは水田の価格と
いうか米の価格が今年一年様子をみませんとどの程度に収まるのか
見えてこないことがありますので、今年1年は据え置きにして、
来年度の価格がある程度定着したら、ここをまた見直しになるかな
と思います。

議 長
(中井会長)

ただ今、近藤委員長から報告がありましたが、ご質問等はありませんか。

全委員

質疑なし

議 長
(中井会長)

報告のとおり、決定してよろしいでしょうか。

異議なし

それでは、近藤委員長からの報告のとおり決定することとします。

なお、この賃金表を農家の皆さんと、各事業所に配布することといたします。

日程第 11、議案第 7 号 利用状況調査結果に基づく一括地目変更登記について協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第 7 号、利用状況調査結果に基づく一括地目変更登記について。令和 7 年 2 月 27 日提出、蘭越町農業委員長名。

右上に議案第 7 号と書かれた 1 枚もの表をご覧ください。

一括地目変更登記に係る同意書提出状況を配布しております。

その中で、46 筆中 42 筆については昨年農地パトロールの前に既に同意書を提出済みでございましたが、備考に新規と記載されている 4 筆についても、昨年 11 月の総会の後に 4 筆すべての所有者の方からの同意書の提出がありました。よって今後の流れとしては今回の上程にて問題なければ、今年度と同様に雪解け後の 4 月以降に町税務部局を通して、一括地目変更登記の申請を法務局へ行いたいと思います。なお、この件については先月の総会前に行った農地専門員会にて協議の結果、問題ない旨の回答がありました。

以上です。ご審議願います。

議 長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案については、事務局の説明のとおり、法務局に提出することとします。

日程第 12、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によ

る届出について

事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和7年2月27日提出、蘭越町農業委員長名。

令和7年1月30日付けで、〇〇さんから子である〇〇さんへ〇〇番について、2月17日に〇〇さんから姉である〇〇さんに〇〇番について、同日に〇〇さんから子である〇〇さんに〇〇番について、同日に〇〇さんから子である〇〇さんに〇〇番について、2月19日に〇〇さんから子である〇〇さんに〇〇番について、2月21日に〇〇さんから妻である〇〇さんに〇〇番について相続により所有権移転得した旨の届出があったので、報告いたします。

よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

続きまして、その他の報告を事務局からお願いします。

事務局長
(高田局長)

次回総会は3月27日(木)午後3時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

最後に、冒頭、田縁農林水産課長からも説明ありました水田政策の見直しの方向性について農水省と都道府県関係者が2月上旬にweb会議を行っており、その会議の概要について参考までに配布しております。

読んでいただけるとわかるのですが、詳しいことは決まっておらず、これから決めていくという情勢になっております。

ただ、水張りルールに変わる連作障害を回避する取組について

は、広い範囲での土づくりとなる見込みで、これを行わなくても令和7年と8年の水活はもらえると答えております。

また、令和9年以降につきましては、水活全体の見直しを行い、水田限定での支援ではなくなる、ということです。

以上で私からの報告を終わります。

事務局
(小柳係長)

先月お話しした北海道農業共済組合からの農業保険制度説明会についてですが、先方に確認したところ、大きな制度改正はなく、お配りしているとおりみなみ統括センターが2センター化することに併せて説明会を開いてその件と一緒に話したいとのことでした。先月の総会で制度改正があれば、開催を希望する旨の意見でしたので、今回の説明会の開催については見送ることとしてよろしいでしょうか。

以上です。

議長
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第20回 蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時25分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印